

ご利用料金

介護保険施設サービス（ショートステイ）

介護保険負担割合 1割

介護老人保健施設 はつかり

介護保険負担限度額認定証 第一段階

2021年8月1日更新

(1) 基本料金/日

(従来型個室①)

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	593円	741円	772円	821円	884円	939円	992円
食費(1食650円×3食)	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
居住費	490円	490円	490円	490円	490円	490円	490円
日用品費	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円
教養娯楽費	205円	205円	205円	205円	205円	205円	205円
おやつ代	115円	115円	115円	115円	115円	115円	115円
特別室料金	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
合計	4,223円	4,371円	4,402円	4,451円	4,514円	4,569円	4,622円

(従来型個室②)

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	593円	741円	772円	821円	884円	939円	992円
食費(1食650円×3食)	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
居住費	490円	490円	490円	490円	490円	490円	490円
日用品費	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円
教養娯楽費	205円	205円	205円	205円	205円	205円	205円
おやつ代	115円	115円	115円	115円	115円	115円	115円
特別室料金	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円
合計	5,303円	5,451円	5,482円	5,531円	5,594円	5,649円	5,702円

※日用品費・・・シャンプー・ボディーソープ・歯ブラシ・歯磨き粉・おむつ類・タオル類・リネン類

・ティッシュペーパー等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※教養娯楽費・・・利用者様の状態等により希望されない場合は相談員までお申し出ください。

●介護保険負担限度額認定証

この認定証によって介護保険施設サービス及び短期入所療養介護を利用する際に厚生労働大臣が定める基準費用額の範囲内で食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合に支払う額は、負担額限度認定に応じて減額されます。詳しくは市役所介護保険課へお問い合わせください。

		第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
居住費	多床室	0円	370円	370円	370円	377円
	従来型個室	490円	490円	1310円	1310円	1668円
食費		300円	600円	1000円	1300円	1445円

(2) ご利用者希望による個人負担

項目	介護度による金額の差はございません。
埋美容費	カット2,200円 カットパーマ6,050円 カットカラー4,950円等 (税込)
持込み電気料金	ラジオ・テレビ等 10円～50円/日
洗濯代	4,950円/月(税込)
各種文書	文書の内容により異なります。

(3) 加算料金

項目	1割
夜勤職員配置加算	25円/日
個別リハビリテーション実施加算	247円/日
認知症ケア加算	78円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）	205円/日
緊急短期入所受入加算（14日間を限度）	92円/日
若年性認知症利用者受入加算	123円/日
重度療養管理加算	123円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	35円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	47円/日
送迎加算(片道につき)	189円/片道
療養体制維持特別加算	28円/日
療養食加算（1日につき3回を限度）	8円/回
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日
緊急時施設療養費（1月につき3回を限度）	532円/回
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
3時間以上4時間未満	668円/日
4時間以上6時間未満	933円/日
6時間以上8時間未満	1,303円/日
総合医学管理加算	282円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	23円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19円/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位39/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位29/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位16/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位21/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位17/1000
令和3年9月30日までの上乗せ 新型コロナウイルス感染症への対応	1月につき+所定単位1/1000